

# 扉を開けよう

～不動産取引価格情報の提供制度の創設について～



不動産の取引価格情報がわかると、  
こんな世界に。

市場の透明性を高めるためには、  
取引価格情報の提供が必要です。

いくらぐらいだろう?なんとなく不安だなあ。  
近くで取引された値段がわかれればなあ。

価格情報が提供されると…

日本では不動産をいくらで取引したかは公開されていないが、実は、海外の先進諸国の中で、取引価格は一般に公開されているのじゃ。



土地博士タン



専門家のアドバイスを参考にご自身で住宅購入や投資の判断をしやすくなります。

透明でわかりやすい市場になり、より安心して住み替え等ができるようになります。

さらに…



欧米では、土地は国民全体の財産という考え方があり、その意識がヨーロッパの美しい街並みなどにも反映されているのじゃな。

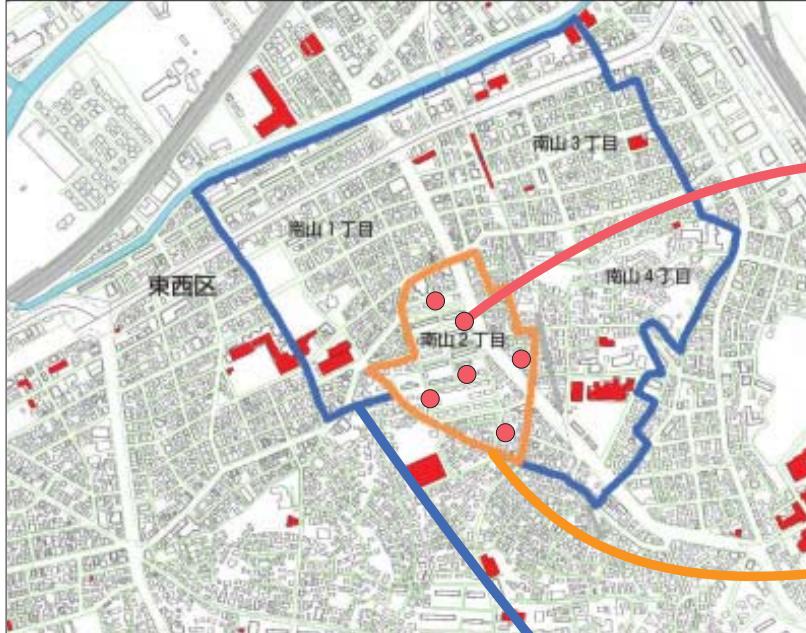


# 不動産取引価格情報の提供方法

現在の日本では不動産取引の価格は当事者しか知りませんが、実は、海外の先進諸国の多くでは、取引価格は一般に公開されているのです。

国土交通省では、不動産を取引した方に、登記の際などに実際の取引価格をご報告いただき、その情報を国民の皆様に提供する制度づくりを進めています。

価格に関する情報を提供する方法として、次のような案を検討しています。



出典：国土地理院「数値地図2500」を加工

A案



B案



C案

価格の公開と聞くとどのようなことかと思うかもしれないが、日本でも既に始まっているのじゃ。固定資産税の評価の価格を縦覧できる制度が今年の4月に導入されておる。固定資産税を納税している人は、同じ市区町内の土地・建物の評価額を全部見ることができるんじゃ。

欧米では、実際に取引された価格も公開されている国が多いのじゃ。



※地番とは、土地の登記上、個別の土地を特定するための番号で、通常の住居表示とは異なります。  
地番から場所を見つけるためには、登記所に備えられている地図等を利用する必要があります。

個別物件の  
最新の取引情報を提供します。

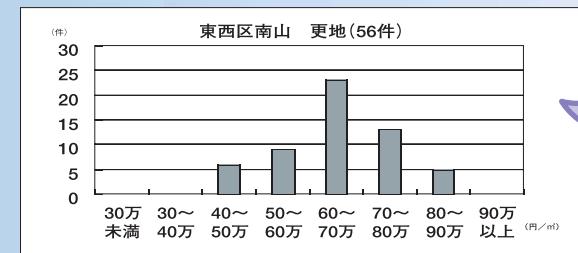
所在及び地番	東西区南山2-888-93	公簿面積	108.66 m <sup>2</sup>	取引時点	2001年8月23日	上物情報	取引した方の住所と氏名は公開しません。物件の所在は住居表示ではなく地番※によつて表示します。取引の地点が特定できるので、登記情報等を参照することでより有用な情報となります。		
種類	居住	構造	木造	階高	2階	床面積	173.5 m <sup>2</sup>	取引額	71,900,000 円
建築年次	2001年8月23日	うち土地価格	49,000,000 円						

物件の詳しい所在を  
はすして提供します。

公簿面積(m <sup>2</sup> )	取引価格(総額)	うち土地価格	うち建物価格	取引時点	上物情報	
					種類	床面積
106.34	48,700,000	36,800,000	11,900,000	2001年6月	居宅	103.7
440.28	201,000,000	169,500,000	31,500,000	2001年6月	居宅	169.5
1635.02	1,021,000,000	772,500,000	248,500,000	2001年6月	事務所	772.5
147.4	51,350,000	43,250,000	8,100,000	2001年7月	居宅	104.5
109.89	61,500,000	50,500,000	11,000,000	2001年7月	居宅	170.1
156.83	93,000,000	72,000,000	21,000,000	2001年7月	居宅	147.3
173.69	102,000,000	81,000,000	21,000,000	2001年8月	居宅	245.8
117.94	62,100,000	43,500,000	18,600,000	2001年8月	事務所	164.7
1175.89	1,609,800,000	1,200,700,000	409,100,000	2001年8月	事務所	1200.7
116.54	71,900,000	59,000,000	12,900,000	2001年8月	居宅	173.5

C案のようなグラフは、A案、B案の場合にも提供されます。

価格帯ごとの件数情報を提供します。



価格帯ごとの取引件数の情報を取引の参考となるように、四半期または半年毎に提供します。

透明性：高



情報開示の度合い



透明性：低



# よくあるご質問 Q&A

**Q** どういう場合に情報提供の対象になるのでしょうか？

**A** 取引された不動産だけが対象となります。取引せずに所有している不動産は、対象にはなりません。年間で全体の1%程度が対象となります。なお、報告された情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づいて国土交通省が適正に管理します。

**Q** 日本では、不動産価格の公開は初めてでしょうか？

**A** 固定資産税の課税のための価格については、観察できる制度が今年の4月から始まっています。固定資産税を納税している方は、同一市区町村内の他人の保有する土地・建物の課税のための価格を含めて見ることができる制度です。

**Q** A案だと個人情報の保護が心配なのですが…

**A** 取引の参考とするためには、誰が取引したかということは必要ではありませんので、取引をした方の住所、氏名は公開しません。また、最も詳しい情報を提供するA案の場合でも、不動産の所在は住居表示ではなく「地番」という土地の番号で表しますので、ふつうの地図で場所を特定することは通常できません。なお、歐米では取引した人の住所・氏名と不動産の住所を古くから公開している国もあり、制度が定着しています。

**Q** B案、C案だと透明性の面で諸外国に遅れてしまうのでしょうか？

**A** 多くの先進諸国でA案のような方法が採用されていますが、ドイツではB案のような方法が採用されています。わが国の現状を考えるとC案でも一步前進といえます。

**Q** 不動産を売買したことが知られると不安なのですが…

**A** 不動産を、いつ、誰が、売ったり買ったりしたのかということは、現在でも、登記簿を閲覧することによって、誰でも知ることができます。また、不動産のおおよその価格も、その外観や立地から推測できます。なお、取り引きした方の住所、氏名は公開しません。

**Q** 地価公示とはどこが違うのでしょうか？

**A** 地価公示制度は、正常な価格を公示することにより一般の取引に対する指標を与えることや、公事事業用地の補償額の算定などに用いられるもので、適正な地価形成に寄与しています。一方で、今回の取引価格を提供する制度は、個別の取引価格等を迅速に提供するものです。両者を合わせて利用することにより、より分かりやすい情報となります。



将来の人のために、  
取引価格情報の扉を開けてあげてください。

制度の創設のためには、国民の皆様に  
ご理解いただくことが必要です。

<お問い合わせ>

国土交通省 土地・水資源局土地情報課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-5253-8111(代表)

FAX 03-5253-1577

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

メールアドレス [tojoh@mlit.go.jp](mailto:tojoh@mlit.go.jp)

このパンフレットは再生紙100%と  
大豆インキを使用しています。

100